

暴力団等による建設工事等への不当介入対策マニュアル

(趣旨)

第1条 このマニュアルは、県が発注する建設工事等について、発注部局及び受注業者等関係者に対し、暴力団等による不当介入があった場合の対応に関する事項を定め、建設工事等への暴力団等による不当介入の排除を徹底するものとする。

(不当介入対策責任者の設置)

第2条 建設工事等を発注する部所（以下「発注部所」という。）は、暴力団等による不当介入を排除するために必要な措置を講じるとともに、関係機関と連絡調整を行うため、不当介入対策責任者を置くものとする。

2 不当介入対策責任者は、所属長が所属長を補佐する職にある者のうちから指定するものとする。

(不当介入対策担当者の設置)

第3条 発注部所に、暴力団等による不当介入に関し、受注業者等に対する指導、連絡、及び調整等の必要な措置を講じるため、不当介入対策担当者を置く。

2 不当介入対策担当者は、当該工事の監督担当班長をもって充てる。

3 不当介入対策担当者は、受注業者等に対し、暴力団等による不当介入が発生し、又はそのおそれがあると認められる場合は、発注者に報告するよう指導するものとする。

(不当介入情報等の受理等)

第4条 施工中の工事に係る暴力団等の不当介入に関する受注業者等からの報告、若しくは情報（以下「不当介入情報等」という。）の受理及び事情聴取、並びに発注部所に対する暴力団等の不当介入に対する対応は、不当介入対策責任者及び不当介入対策担当者が行うものとする。

2 不当介入対策責任者及び不当介入対策担当者以外の職員が不当介入情報等を受理した場合は、直ちにその内容を不当介入対策責任者に報告し、指示を受けるものとする。

3 不当介入対策責任者は、受理した不当介入情報等を第一報として、速やかに報告書（別記様式）にとりまとめ、所属長に報告するものとする。

ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、直ちに口頭により報告するものとし、当該情報等に対処した後速やかに報告書を作成するものとする。

(警察署への通報等)

第5条 前条による報告を受けた所属長（以下「報告受理所属長」という。）は、対策責任者及び関係職員と直ちに協議を行い、対応方針等を決定するものとする。

2 報告受理所属長は、所轄の警察署に通報し、対応方針及び派遣警察官の確保等について協議するものとする。

3 報告受理所属長は、当該情報の内容により現場確認等を行う必要があると判断した場合は、不当介入対策責任者、不当介入対策担当者、及び必要な職員を現場に派遣するとともに、必要に応じて警察官の派遣を要請するものとする。

(受注者及び警察署との協議等)

第6条 報告受理所属長は、不当介入情報等に係る工事を施工する受注業者等、及び所轄の警察署と協議を行い、受注業者等に対して不当介入者への対応、工程管理、警察署への届出等に関する支援、及び指導を行うものとする。

(関係機関との連携)

第7条 報告受理所属長は、当該工事に係る事業管理及び契約事務を担当する機関並びに所轄警察署への連絡、協議を適切に行うものとする。

2 報告受理所属長は、不当介入情報等の処理については、すべて岡山県建設工事等暴力団対策会議に報告するものとする。

附 則

このマニュアルは平成16年4月1日から施行する。